

## 号外 ～経済産業省より、『新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ』緊急のご案内～

### ◆マスク・トイレトペーパーが品切れ続出！◆

新型コロナウイルス感染症の影響で、ドラッグストア・スーパーマーケットではマスク・トイレトペーパーが品切れ中です。また、東京ビッグサイトで開催予定の展示会が軒並み中止になり、研修・セミナーが中止・Web視聴に変わったりと経営環境が大きく激変している状況です。

さて、貴社では新型コロナウイルス感染症の影響を受けていませんか？現在、国に寄せられた経営相談の中には…

**『2月からの予約が全てキャンセルに。従業員への給与支払い等、資金繰りに不安がある。(観光バス事業)』『コロナウイルスの影響で中国、韓国等から利用客が激減してしまった。(インバウンド向け免税店)』**

などが挙げられています。

### ◆国難に対して、5,000億円規模の資金繰り支援制度を実施◆

新型コロナウイルス感染症による影響(売上の激減/資金繰り難)に対し、国は「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」と題した支援制度を打ち出しました。今回、その中から「セーフティネット保証4号」をご紹介します。

#### 《資金繰り支援制度》『セーフティネット保証4号』

：突発的災害(自然災害等)により、経営の安定に支障を生じている中小企業への資金供給の円滑化を図るため、都道府県から要請があり、国として指定する必要があると認める場合に、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する制度です。

経済産業省では、今般の新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業への資金繰り支援措置として「セーフティネット保証4号」の発動を決定しました。

### ◆資金繰り支援制度「セーフティネット保証4号」とは？◆

通常、信用保証協会が行う保証(一般枠:2.8億円)とは別枠(最大2.8億円)で借入債務の100%を保証するものです。

対象となる中小企業者は、新型コロナウイルス感染症による影響で、最近1か月の売上高が前年同月比で▲20%以上減少しており、かつその後2ヶ月を含む3ヶ月間の売上高が前年同月比で▲20%以上減少することが見込まれることとなります。

手続きの流れは、対象となる中小企業者が本店等所在地の市区町村に認定申請を行います。その後、希望する金融機関、または最寄りの信用保証協会に認定書を持参し、保証付き融資を申込みます(事前相談可)。なお、ご利用の際には別途、金融機関・信用保証協会による審査があります。

### ◆全国1,050拠点で「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置◆

今回、経済産業省の支援策は資金繰りに留まらず、「設備投資」「下請取引」「雇用」についても各種施策を打ち出しています。加えて、「旅館業」「飲食店」「喫茶店」など特定業種への支援制度も実施されています。

そして、新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの際には、全国1,050拠点(各種支援機関・政府系金融機関)に設置された経営相談窓口を活用下さい。冒頭に記載した「観光バス業」や「免税店」のような経営相談への対応のヒントをお示し頂けることと思います。

詳細につきましては、『新型コロナウイルス感染症関連』と検索して頂き、経済産業省サイト「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」をご確認下さい。

また、どこに相談すればわからない…という場合には、リタネッツ事務局までお問合せ下さい。



WAVE記事:「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」についてのお問合せ先  
リタネッツ事業協同組合 事務局 櫻井誠 / TEL:048-658-8881まで。